

各 位

会社名 松尾電機株式会社
 代表者名 代表取締役社長執行役員 常俊 清治
 (コード番号 6969 東証第2部)
 問合せ先 取締役執行役員総務経理部門長 網谷 嘉寛
 (TEL 06-6332-0871)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更につきましては、本日付の「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

1. 定款変更の目的

- (1) 周知性の向上及び手続き上の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 当社は、本日付「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させ、併せて単元株式数を1,000株から100株に変更するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記(2)の変更の効力は、平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお本附則は、効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告 <u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>78,383,013株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>10,000,000株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。</p> <p>第9条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。</p> <p>第9条～第41条 (現行とおり)</p> <p><u>附則 第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日(木) [予定]
定款変更の効力発生日 平成29年6月29日(木) [予定]

以 上